



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第399号 令和3年12月3日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
756	令和3年度ふぐ処理師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
757	道路の区域を変更する件	道路整備課

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
11	令和4年猟銃等講習会の開催日時等を公表する件	
12	令和4年年少射撃資格講習会の開催日時等を公表する件	

徳島県告示第七百五十六号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号。以下「条例」といふ。）第七条の規定により、令和三年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和三年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 試験の日時
令和四年二月二十四日（木曜日）午前十時十分から
- 二 試験の場所
徳島市沖浜東二丁目一六番地 ふれあい健康館
- 三 受験願書の提出先
徳島市万代町五丁目七番地の三 一般社団法人徳島県調理師会
- 四 受験願書の受付期間
令和四年一月十二日（水曜日）から同月二十一日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。
ただし、郵送による場合は、同月二十一日までの消印があれば受け付ける。
- 五 受験願書の添付書類
写真（出願前六箇月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦の長さ三・センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。）
- 六 受験手数料
一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 七 受験願書の用紙の請求先
徳島市万代町五丁目七番地の三 一般社団法人徳島県調理師会
- 八 その他
この試験についての問合せは、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八 六二一 二二三九）又は一般社団法人徳島県調理師会（電話〇八八 六五四 三七五二）へすること。

徳島県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和三年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

148	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
公園	中部山溪轟	海部郡海陽町平井字下谷 八二番三地先	同	旧	四・五〇八・三	一〇五・四
				新	一四・四〇二〇・一	一〇五・四

徳島県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年12月3日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

1 開催の日時及び場所

令和4年に開催する講習会は、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 経験者講習会

開催日時	開催場所
1月13日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
2月3日（木）午前9時30分	美馬警察署
2月13日（日）午前9時30分	阿南警察署
3月9日（水）午前9時30分	三好警察署
3月24日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
4月6日（水）午前9時30分	美馬警察署
5月12日（木）午前9時30分	阿南警察署
5月25日（水）午前9時30分	三好警察署
6月5日（日）午前9時30分	徳島板野警察署
7月21日（木）午前9時30分	阿南警察署
8月4日（木）午前9時30分	三好警察署
8月25日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
9月11日（日）午前9時30分	美馬警察署
9月28日（水）午前9時30分	阿南警察署
10月13日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
11月6日（日）午前9時30分	三好警察署
11月17日（木）午前9時30分	阿南警察署
12月14日（水）午前9時30分	美馬警察署

(2) 初心者講習会

開催日時	開催場所
1月19日（水）午前9時	小松島警察署
4月20日（水）午前9時	小松島警察署
7月20日（水）午前9時	小松島警察署
10月19日（水）午前9時	小松島警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、経験者講習会は午前8時30分から午前9時30分まで、初心者講習会は午前8時30分から午前9時までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、猟銃等講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する猟銃等講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

ア 経験者講習会 3,000円

イ 初心者講習会 6,900円

(4) その他

ア 経験者講習会の受講者は、猟銃・空気銃所持許可証（規則第31条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を受付の際に提示すること。

イ 初心者講習会の受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、経験者講習会が午前9時30分から午後零時15分まで、初心者講習会が午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、いずれの講習会も正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第12号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和3年12月3日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

1 開催の日時及び場所

令和4年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
6月15日（水）午前9時	徳島名西警察署
8月17日（水）午前9時	徳島名西警察署
12月21日（水）午前9時	徳島名西警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前8時30分から午前9時までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、9,800円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4) その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前9時から午後2時まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。